転入学のご案内

(令和4年4月更新)

| 手続きについて

- ① 転居前の市町村で住民票移動手続きをされますと、教育委員会から学校宛の「異動通知書」が発行されます。これを学校へ提出して、転校の手続きをしてください。転学先学校宛の書類が渡されますので、これを本校に提出していただきます。
- ② その後、藤井寺市役所で住民票転入手続きをされますと、藤井寺市教育委員会から、校長宛に「異動通知書」が発行されます。これと、前の学校で渡された書類とを本校にお持ちください。
- ③ 「入学のしおり」をはじめ、必要な書類等をお渡しします。

2 手続きと提出していただく書類

① 郵便貯金口座の開設

本校では、学校徴収金の納入については、郵便局での自動振替を利用しております。

そのため、先ず郵便局貯金口座の開設が必要ですので、できるだけ早く手続きをお願いします。すでに口座をお持ちの場合は、開設の必要はありません。

② 提出書類

提出していただく書類が種々あります。詳しくは「入学のしおり」などの 文書で説明しておりますので、よくお読みのうえ記入して、ご提出ください。

3 教科書・服装・用具等について

①教 科 書

前の学校で支給さた教科書と異なるものについては、新たに本校で支給されます。同じものについては、そのまま使用していただきます。

なお、この手続きは、学校間の書類やり取りで行いますので、保護者の手続き はいりません。

②名 札

名札は担任が手配して作成し、代金をいただくようにしております。